

随意契約理由書

本工事は、競争入札に付したが落札者がなかったものである。

再度の公告入札に付すことになると、設計・積算の見直し、電子入札による発注手続、定められた公告期間を経ての開札等、相当な期間を要し、必要な工期を確保することができず、年度内工事完成引渡しが不可能となり、「事故を引き起こす可能性のある機器の早期の改修」という工事の目的を達成できなくなる。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）により随意契約するものである。